

報 告 事 項 2

全国学力・学習状況調査の結果に係る情報公開請求について

平成21年6月19日

全国学力・学習状況調査の結果に係る情報公開請求について

【1】 情報公開請求の経緯及び概要

H20

9/10 情報公開請求(全国学力・学習状況調査(H19,20年度)に関する市町村別・学校別の平均正答率)

9/16 部分公開決定(様式のみ公開して市町村別・学校別の数値部分は非公開)

9/17 異議申立(本件処分を取り消し、全部公開を求める。)

9/25 大阪府情報公開審査会に諮問

H21

6/15 大阪府情報公開審査会答申

【2】 答申の概要

論点	府教委の決定内容(昨年 9/16)	審査会の判断
学校数 児童数 生徒数	公開せず	公開すべき ○文部科学省において公表されている情報ではないものの、これを公開しても、当日、欠席や遅刻、早退などにより、各調査の集計対象とならなかった児童又は生徒の人数がわかるだけであり、府又は国等の事務に著しい支障があるとは認められない
学校別 データ公開 について		公開すべきではない ○児童生徒が直接所属し日々学習する集団の数値であることから、下位の学校の児童生徒が劣等感をもち、学習意欲を減退させるなどの教育活動に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。
市町村別 データ公開 について		公開すべき ○市町村は児童生徒が直接所属する集団ではないことから、児童生徒の学習に及ぼす影響は比較的小さい。 ○実際、多くの市町村教育委員会が平均正答率等を公表している。
1小1中の 町村別 データ公開 について		公開すべき ○小学校又は中学校が1校のところがあるが、学校別の数値が公開されない以上、学校間の序列化は生じず、市町村間の数値のばらつきも、比較的小さいことから、市町村別の数値と同様に考えるべきである